

# 青森県民によるどうみん割の既存予約の停止等について

令和4年1月24日

本日、青森県は、同県における新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、急遽、同県の感染状況に係るレベルを「3」に引き上げました。

「どうみん割」においては、既に青森県民を含め、一定の猶予期間を設けた上で停止することとしておりましたが、今般、青森県がレベル3に移行させたことに伴い、国の要綱に基づき、青森県民による既存予約分の利用などについて、次のとおり取扱いを変更します。

すべての事業者の皆様にとって重要なご案内となりますので、詳細について下記をご確認ください。

## 1 変更後の取扱い

- ① 青森県民の既存予約分（令和4年1月14日（金）24時までに予約したもの）の利用を令和4年1月25日（火）に出発する旅行分から対象外とする。（旅行した場合は割引対象外）
- ② 「北海道と青森県に跨がる交通付き旅行商品（宿泊・日帰り共通）」に関する既存予約分の利用を令和4年1月25日（火）に出発する旅行分から対象外とする。（旅行した場合は割引対象外）

※ 変更前：国の「まん延防止等重点措置」の決定日から一定の猶予期間を置いた日（一週間後）に対象外とする。

※ 道民の既存予約分は変更ありません。

## 2 キャンセル料

- ・ 引き続き、利用者のキャンセルは無料とさせていただきます。
- ・ 事業者には、キャンセルとなった利用分の割引相当額をお支払いします。

以上になります。

上記取扱いの対象となる事業者の皆様におかれましては、既存の予約を有する青森県民の利用者への連絡等の対応をお願いします。キャンセルとならず、旅行した場合は割引対象外となりますので、十分にご注意ください。

お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどお願い致します。

何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。